

サルピアポート

No.119



帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F TEL.03(3591)1301 救援連絡センター気付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm> E-mail sper@tky2.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834 加入者名「帰国者の裁判を考える会」

- 公判報告 論告求刑から始まる秋の陣です。……重信房子 2
 治田由紀子さんからの便り 6
 和光晴生 東京地裁の無期懲役判決後の現状について……ハルの会 7
 ご心配かけましたが、元気です。……山本万里子 7
 西川公判の現状／「重信房子さんへの重刑・弾圧を許すな」(仮称)実行委への参加要請／編集後記 8

公判報告

論告求刑から始まる秋の陣です。

重信房子

1 7月8日、最後の証人として娘のメイが証言台に立ち、証拠調べを終えました。次は、9月2日の検察側の論告求刑が予定されています。しかし、証拠調べが終わった今も、親族以外の接見禁止は解除されず、厳しい条件におかれています。

2001年4月以来、7月8日で、公判は60回を数えました。

2001年4月第1回公判から、2002年8月第20回公判までの検察側証拠調べ、2002年10月第21回公判から2003年12月第39回公判までの弁護側反証、さらに2004年第40回公判から、2005年4月第57回公判までの、被告人質問、その後の弁護側証人喚問を経て、7月8日第60回公判で、証拠調べが終了したわけです。

この流れの中で、検察側の私への質問は、公訴事実の「ハーグ事件」や「旅券不正使用」そのものよりも、73年の「ドバイ事件」や、いわゆる「翻訳作戦」(註：74年、「ハーグ事件」以前に、ヨーロッパでの日本商社支店長を誘拐して、財源を確保しようとした計画)や、パリで押収された資料などの質問を繰り返しました。また、他の証人や私自身が、「ハーグ事件」の“謀議”と言われる作戦以前の時期には、リビアに居たことを証言したことに対して、証言の切り崩しのための質問を長々としていました。私の「ハーグ事件」関与を明確に否定する証言はあっても、関与の証拠も証言もなく、本題と離れたおかしげな伝聞の「自供調書」を振りかざして、「ハーグ有罪」を、検察側は作り上げてきました。なんとしても私に重刑有罪を課すために、検察は面子をかけているようです。他の「旅券不正使用」では重刑化が法的に成立しないためです。

すでに和光法廷で、「ハーグ事件」に関しては「殺意」を認定し、「無期懲役」の不当な判決を示したこととは、前号の「ザ・パスポート」に報告したとおりです。その後も、和光法廷で私の「謀議」が否定されて以降、さらに検察側は頑なになりました。たとえば、私の公判あてに出された「Y証人上申書」を、和光法廷では証拠採用を認めながら、私自身の公判には認めませんでした。その結果、弁護側が再度検察側証人だったY証人を、今度は弁護側証人として申請しました。そのことに対して、検察は拒否の書面を繰り返して妨害しましたが、結局、「Y証人が証言して以降、検察側が開示した書証に関する質問に限って証言を求める」と、裁判長が決定しました。そういうやり取りを経て、弁護側証人として、Yさんが再度証言しました。その後、西川さんの公判調書を書証として弁護側が一部要求したのですが、検察側は、弁護側の要求した部分は認めず、検察側の指定要求箇所か、あるいは西川公判調書と和光公判における西川証言の計11回分の全部の調書でなければ認めないと主張しました。結局、西川調書全部を採用することになりました。

このように、和光公判以降、検察側は、あれこれとますます厳しい制限を強いてきました。

2 検察の“論告の内容”は、すでに示されています。

検察の論告は、すでに和光公判でその姿をあらわしています。2001年の検察側冒頭陳述をはるかに上回る、重刑化の論旨に変化しているのがわかります。9・11以降の反テロキャンペーンによって、「重刑化」を当然とする風潮

に乗っかった報復です。2001年冒頭に述べられた「被告人らの共謀」の論理は、和光公判の「重信謀議」の項においては、「指揮」に「格上げ」の論旨に変わっています。いわく、「そこで、重信は、ハダド(註:PFLPの作戦責任者、通称アブ・ハニのこと)に対し、襲撃対象となるフランス大使館の事前調査や使用する拳銃などの武器の調達、さらには、Y奪還後の逃亡先受入国との交渉などを依頼すると共に被告人(註:和光さんのこと)らに対し、Y奪還作戦の実行行為を担うように指示し、また、西ドイツからバグダッドに戻ってきた西川に対しても、文書によりY奪還作戦への参加を指示したこと」と推論を飛躍させています。

そして、「ハーグ事件」に関して、和光法廷の「重信謀議」の論理の中で、「証拠によって認定できる事実」として、以下6点をあげています。

- ①日本赤軍創設の経緯および重信の地位、役割として、当時リーダーだったこと。
- ②「翻訳作戦」における指導性(重信の指揮下にPFLPの海外作戦部局、アブ・ハニ氏と共にPFLP依存から脱却するために行った作戦と検察側が主張するもの。)
- ③「ハーグ作戦」前の9月7日、欧州からバグダッドに戻った西川さんに、奪還作戦のためにヨーロッパに行くよう指示する手紙を作成し、人を介して、その指示文書を渡した。
- ④「ハーグ作戦」終了後、シリアに投降した折、和光さんが話したとされるY調書の内容に関して、和光公判での論告文では、「ハダドと重信から、カルロスや和光ら実行犯グループに対し、Y奪還が指示された。重信がハダドとの間で、武器調達や南イエメン政府との受け入れ交渉について連絡調整を行ったが、十分ではなかったと、和光が不満を述べた」と論じています。
- ⑤総括会議において、「武器が2丁しか用意できず、受け入れもうまくいかなかった。私としてはきちんとやったが、相手のあることなので、私としてはどうもできなかった」など

と、自己批判したとされる発言。(これも、75年調書とY調書とされる。)

⑥「ハーグ事件」後の日本赤軍の組織再編と重信の地位。政治委員会は、それまでの「指導部」を承認したものであり、重信は、政治委員会の責任者であり、日本赤軍のリーダーとしての地位を維持した。

以上の6点が、「証拠の事実」とのことです。これらは、75年の戸平、西川供述書、それを下敷きにして、私が逮捕された後に焼きなおした2000年Y供述書によって証明しようとしているのが、検察側論告の論理構造です。

この和光公判で示された「謀議」の論告内容は、私の9月2日の公判では、さらに私の法廷証言や書物、丸岡証人らの証言をつまみ食いのように切り取って論理を膨らませるのでしょう。当事者である和光さんや西川さんが謀議の存在を認めていない上に、「調書」も如何にでっち上げられたか当人たちに法廷で否定されているので、推論でいろいろ補強するようです。

3 上記検察側主張の6点に関して言えば、正しくありません。それは以下のとおりです。

①に関しては、ハーグ作戦の後に、日本赤軍が組織として自立した体制ができたのであり、以前は、PFLPの指揮のもとに、ボランティアとして各自の責任で参加していました。その中で、私は、スポーツマンとしての役割を負っていましたが、PFLP指揮下の作戦で、指揮を私がとっていたわけではありません。

②に関しては、私と欧州日本人グループのZさんとで、イニシャチブをもって「翻訳作戦」を行ったのは事実ですが、これには、PFLPのアブ・ハニらは一切関係していません。検察側は、ハーグ作戦をPFLP関与が疑えないので、「翻訳作戦」も、アブ・ハニ、PFLP共同だと主張し、三段論法で、「ハーグ事件」も重信、アブ・ハニ指揮下と論理を作りました。しかし、もともとPFLPから自立するための「翻訳作戦」

であり、PFLPは関与していませんでした。

③に関しては、西川さんへの「指示文書」は、西川さん自身も否定しているように、調書にはそのように記載されていません。これは同時期、検事向けの検面調書の前に、先に警察官が同じような調書を作る員面調書に、「指導部から渡された」となっていたものです。ところが、意図的か怠慢か検面調書が疑わしいものになっています。いわく、「9月7日、私(註:西川さんのこと)が、翻訳作戦に参加する際に、バグダッドで、指導部の女性から、指示文書を渡された。女性というのが、この人だと思います」と写真で、女性のYさんの面割台帳のための調書の中にアンダーラインで示したように、突然「女性から」が付け加わっているのです。また、「ハーグ作戦」を「翻訳作戦」と書き、「女性から」も、意図的か単なる誤りか、いずれにしても、それに検察側は、飛びついで、「重信だ!」と、決め付けたわけです。もちろん、私は関知していませんが、調書の本文では触れていないで、どうして、他人の面割台帳の中に、「女性から」が加わったのかあやしげな調書です。

④のシリアにおける話は、すでに私の法廷でY証人が述べていましたが、長澤検事による作文の手口によって、75年の調書を焼きなおして作られた調書です。和光さんがPFLPのアブ・ハニに不満を述べたとか、重信に不満を述べたことを作戦の話に作られたいきさつが述べられていました。当然、和光さんはそれを否定していました。

⑤「総括会議」においての発言は、75年の調書とその焼き直しとして、より具体的にY調書で補強されています。75年当時、「重信国際手配」は権力側の至上命令だったようです。75年戸平さんに対して、「ハーグ事件」での戸平さんへの起訴の恫喝のもとで、取り調べが行われました。彼が他の人の話としてしゃべった言葉の断片を少しずつ変えて、つなぎ合わせて、私を国際手配するために、でっち上げられた調書であることは、私の法廷で、戸平さん自身が

証言しています。しかも開示された員面調書では、5月2日付けで、「重信さんが『私(註:重信のこと)が共同グループなどに闘争準備を依存したため、計画どおりに行われなかった。この点を自己批判します』という意味の発言をしていました」という供述調書があります。ところが、5月2日付けで、「訂正調書」が作られ、「『依存』ではなく、『依頼』に訂正してください」と戸平さんが言ったような員面調書が、弁護側請求で出てきたのです。「依存」では、謀議にふさわしくないために、「依頼」としたものです。そして、5月12日に、私は国際指名手配されました。さらに、25年後、私の逮捕の後、この75年調書の総括会議を補強するために、2000年Y調書が作られています。検察が、「2人も証言しているので、事実だ」と主張するためです。

⑥「ハーグ事件」後の組織再編については、当時はまだ決まっておらず、組織自身は、過渡的なものとしてスタートしています。そして、75年戸平、西川さんの逮捕後に、これまでの反省をふまえて、私自身が政治委員会の責任を負うことになりました。

以上が6点に関する事実であり、反論したい点です。

4 調書が攻防の争点です。
争点は、検察作文の調書の「信用性」にかかっています。

以上のように、75年調書は、私を手配するためのきわどいフレームアップにありました。さらに、2000年Y調書はもっと悪質です。

Yさんは、1986年に、断りなく組織を離れて、自ら警視庁に出頭した人です。Yさんも私の法廷で証言していましたが、長澤検事に迎合し、基礎的知識を教えてやっているつもりが、恫喝と創作を許す結果になったようです。当時、2000年11月8日、私の逮捕時には、「ハーグ事件」の「逮捕監禁罪」だったものが、数日にして、「殺人未遂罪」が加わりました。その同

じ時間帯で、必死に、検察側は私を起訴から公判の有罪にたえうるように、長澤検事の調書作成の作文の仕事があったようです。

Y証人には、恫喝をもって、検事の作文に従わせようとした必死でした。私の逮捕の直後から、Yさんに対し、これまで取り調べも起訴もされていなかつた「シンガポール事件の犯人はY」「Yの身元判明」などという74年当時の新聞に出ている「シンガポール作戦」船上の写真で、Yさんに本人の人定、確認をさせています。その上で、それを引き出しに入れて、「任意が強制になるぞ」と、たびたび脅しながら作文されたのが、Y調書です。しかもまだ、「シンガポール作戦」の時効前で、本人はおびえていたし、家族の問題や本人の病気を抱えて、とにかくやり過ごしたいと思ったと証言しています。加えて、調書を作れば、公判に呼ばれる事はないと思案し、公判で使われるとも考えず不正確な作文に迎合していたことも、Yさんは証言しています。

そのうち、図に乗った検事によって、あまりに明確に「重信犯人調書」が作られたそうです。「何ですか？ これは！」と拒否すると、「やっぱりだめですかね、……、これがあると着地がうまくいくんだが……」と引つめたそうです。これも私の法廷で、Yさんが証言したものです。このような75年調書に書き加えた作文が2000年Y調書です。検察側の論旨もすべてこの調書に依拠しているのです。これらは、私の公判も、

和光公判も同じ証拠書面です。

すでに明らかなように、「ハーグ事件」は、PFLPの作戦として行われました。私の謀議は、存在しないばかりか、実際、ヨーロッパでしか、ハーグ作戦のことを知ることはできませんでした。和光公判、西川公判などで、それは明らかです。

さらに、加えて、当時の「謀議」と言われる頃には、私は、「ドバイ事件」の裁判に関連し、また、革命記念日などのためにリビアに居たことは、私自身も、また、他の証人も、私の法廷で証言しています。「謀議」は存在しません。

しかし、75年調書も、2000年Y調書も、その作為の痕跡は明らかながら、どこまで明確にそれが「認定」されるかが争点となりそうです。国家に“超法規”を強いた日本赤軍への報復を豪語してきた検察は、歴史的条件、当時の国際環境を無視して、9・11以降のテロと同一に論じ、重刑化のネタをつくりあげています。こうした不利な条件はありながらも、75年調書も焼きなおされた2000年Y調書も、徹底して否定し、検察の恫喝とでっち上げの犯罪行為をこそ、明らかにしていきたいと思います。

これから暑い夏の先は、ホットな秋の陣です。ひきつづいている接見禁止の解除を求め、論告求刑に立ち向かいます。皆さんの支援協力に感謝すると共に、今後ともよろしくお願ひします。

2005.7.20 記

『重信房子さんの歌集が発売されました！』

『ジャスミンを銃口に』
幻冬舎刊／定価一四〇〇円＋税

重信さんが二〇〇〇年に逮捕され以来、獄中で日記のように書きつづけてきた歌の数々。

今回出版された歌集『ジャスマリンを銃口に』には、この約四年間に詠まれた歌を、「炎」「宙」「海」「風」という五つのテーマ別に選択して、まとめられています。各章の終わりには、重信さんがアラブに向かって以降の彼女の生き様と彼女を取り巻く状況について、簡明で的確な解説が付けられています。多くの人たちが知りえなかつた重信さんの人間的な人となりやしさが、歌集の中にあふれています。「闘いの中で多くの愛するものを失つた。闘争、愛、家族、祖国への思い……。独房で日記を書き付けるように歌を詠んだ。心を搖さぶられる日本語で表現された、決意の美しさが胸にしみいる感動の作品集』(帯より)です。

この歌集の編集出版には、重信さんの主任弁護人・大谷恭子先生のご尽力があります。皆さん、どうぞお読みください。

であり、PFLPは西川さんへの「贈り物」に関しては、西川さんへの「贈り物」についての手紙を差し入れになっていませんでしたが、先日3冊が合冊で手元に届いたという知らせがありました。これからはキチンとお届けします。すみません。

浴田由紀子さんからの便り

2005年5月15日

『ザ・パスポート』の古いものは、こちらで調べてもらったら、昨年の11月に1回だけ届いていて(ただし、事務の混乱でまだ私は読めていません)、それ以外には1冊も届いていないそうです。11月の分は近く読めるでしょうが、どうか面倒でも昨年秋以降のものをもう一度まとめて送ってくれるよう頼んでください。ぜひ読みたいです。加えて何冊かと一緒に送るときは「合冊」にしておいてくれると、部数制限の関係で助かりますので、それもよろしく。

2か月に1回2000字のレポートは、まだ上手くりづを作っていないので確約はできないのですが、極力努力をしますと伝えてください。でも、今回は間に合わないので、ごめんなさい。ボチボチです。11月の号を見て、どういうものにするのがいいか考えて、次回分から始めます。

『ザ・パス』は昨年の夏以来読めていないので、今みんながどんなことを話し合い、どう共に闘い続けていくかとしているのか、同志たち1人1人の取り組みがどうなのか、ちょっとよく見えなくなっているので、何から書いたらいいのか戸惑うのですが、他のさまざまパンフ等から、この頃感じたこと、考えしたことなど……。

まず『オリーブの樹』46号を見て、3月に丸岡修同志の母上、重信房子同志の母上がともに他界されたことを知りました。残念でなりません。お双方のご冥福をお祈りしますとともに、お悔やみを申し上げます。重信同志も書いていましたが、長い間私たちは、私たち自身の人や社会変革への狭く不十分な考え方、担い方の故に、父母、家族や友人たちに理不尽な、つらい、淋しい思いをさせてきました。私たちには父母

や家族、友人たちとこのように別れなければならぬ日への覚悟があっても(と言って強がって生きてきました)、彼女たちにそれを強いてしまう権利は私たちにはなかったはずです。にもかかわらず、子どもたちを信じ、守り続けてくださったこと、毅然と人生を全うしてくださったことに感謝と尊敬をどれだけ伝えることができるのかと悔やまれます。彼女たちの子どもであったことを大切に、人々を大切にいとおしみ抜いて生きていくことで、ささやかに恩返しを……共に。そして今なお息子、娘の生死さえも確信として伝えることのできないままにいる在外同志の父母、ご家族への不義理を……できることから。

先頃の『アッサラーム』で、泉水さんがようやく同誌を入手したことを知り、何よりもうれしく、励されました。「共に生きよう!」と言ひながら、長い間互いの在ることを実感せえないままに、ひとり困難な闘いに取り組ませていたことに、ようやく大きな一步を踏み込みて、真に共に生き抜くために、まず温もりを伝え、実感しあえていることを、私も今ここにいるから余計に強く厚く喜んでいます。闘えば必ず会える! 協力してくださっている多くの友人に感謝です。



和光晴生 東京地裁の無期懲役判決後の現状について ハルの会

和光晴生への3月23日の東京地裁の不当な無期懲役判決から半年が経過しました。

この半年の間、面会、差入れ、文通等々の全国各地の方々の多くの支援にパスポート誌上を借り、『パスポート』の読者の皆様方にも心から御礼申し上げます。

皆様の激励、差入れもあり和光晴生本人は獄中生活としては健康な状態を維持しているとご報告できます。差入れていただいた書籍等も長期間手許に置くことが許されない環境で「集中した読書」を強制されることもあり、「今までの人生で最も集中して数多くの広範囲の読書をしている」旨接見していただいた方に述べたり、また手紙でも何度も触れられています。

東京地裁の不当判決を受けて和光晴生本人、弁護団、ハルの会、関係者は控訴を決め控訴審を戦う弁護士の選任などの具体的準備に着手しています。詳細はあらためてご報告したいと考

えております。

周知のとおり9月2日には重信房子さんへの無期懲役の求刑がありました。そして求刑を後押しするかのように、小泉内閣は10月4日には三たび「組織的犯罪処罰法などの改正案」(共謀罪・サイバー取り締まり法案)を閣議決定し、国会に提出しました。和光判決批判でも明らかにしたように、旧日本赤軍関係者の裁判ではすでに検察は共謀罪を先取りした求刑を幾度となく行なっています。

ハルの会は和光控訴審の準備に全力を注ぐとともに、重信裁判、西川裁判の動向にも注視し、支援と戦いの陣形を整え、より広範な闘いを拡げていくつもりです。

今後とも和光晴生への接見、差入れを含めた広範なご支援をよろしくお願い致します。

2005年10月



1月に私が犯しました間違いのため、皆さんにはいろいろとご心配をおかけしました。お叱りや励ましや慰めや、さまざまの声を寄せていただき、このようにたくさんの方々に支えられているということを、身をもって知ることができましたことが、何よりの収穫だったと思っています。本当にありがとうございました。

当初、私自身が動揺していましたので、冷静に問題を見詰めきれていたかったようなところがありました。謝罪する相手が違うのではないかと批判を受け、しばらくたってからでしたが、スーパーマーケットに謝罪に行きました。大きなスーパーで、店長さんには初対面でしたが、謝罪したうえで、私が盗ろうとしたものが証拠物品として警察に保管されているはずで、お店にはご迷惑をかけているので、その代金を支払いたいと申し出ました。ところが、店長さんは「もういいですよ。こうしてわざわざ来て

ご心配かけましたが、元気です。山本万里子

もらっただけで十分です。書類も何も作っていませんし、弁償は不要です。それより、まだどうぞ買い物に来てください」とのことでした。少し肩の荷が下りました。

カンパを寄せてくださったり、生活苦の末のことのように考えておられる方もありますが、そうではありません。もちろん生活は豊かではありませんが、切羽詰まっているわけではありません。基本は、自己批判のない、たるみきつた生活態度と、自分が一人で存在しているかのような傲慢な思い上がりのせいです。人として、とても恥ずかしいことだと思っています。

前に進む力をくださった皆さんに、本当に感謝しています。皆さんに支えられていることを励みとして、このような自分の欠陥を克服しながら、今後とも救援活動を続けてゆきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

西川公判の現状



公判日程

■西川さん(506号法廷)

11月11日(金) 13時15分

両陪席交代のための
公判手続き更新

11月29日(火)

13時15分～16時

弁護側証人喚問
—ダッカ事件乗客

12月14日(水)

13時15分～16時

弁護側証人喚問
—ダッカ事件乗客

現在、いわゆるダッカ事件をめぐる弁護側証人喚問が続いている。9月13日には、ダッカ事件に巻き込まれた乗客の一人であるYさんが証人として出廷しました。ハイジャックされた日航機内の様子、日本に帰国後の警察での事情聴取の様子などを、記憶の限り語り、ハイジャックを行なったとされる5人の1人が西川さんであると、当時も認定できなかったことを証言しました。この後、少なくとも2人の乗客が証言する予定です。ただし、次回から、裁判長を除く両陪席が交代になるので、次回の11月11日(金)は、公判手続き更新にあてられます。その後の11月29日(火)と12月14日(水)が、それらの証人喚問にあてられることが決まっています。いずれも午後1時15分から、506号法廷で行なわれます。傍聴を！

「重信房子さんへの重刑・弾圧を許すな」(仮称) 実行委への参加要請

かねて係争中の重信裁判で、9月2日検察はハーグ事件に関与したとして、重信さんに対し「無期懲役」を求刑した。

そもそも「ハーグ事件」とは1974年9月13日ハーグのフランス大使館を占拠し、当時フランス政府に拘束されていたYさんの釈放を要求したものです。PFLPのアブハニの作戦であり、攻撃目標の調査、武器の入手、対政府交渉等は彼らが行ない、日本赤軍の3名は彼らの指揮に従い、移動し待機し行動したのです。しかし重信さんは「ハーグ事件」の「共同共謀」が問われています。では検察側は論告求刑で「共同共謀」を立証したかといえば、否です。「何時、何処で、誰と、どのような内容で」共謀したのか、が具体的に立証されていないのです。しかも実行した和光さんと西川さんは重信さんの指示を否定しています。当時、日本赤軍は組織としては確立していなかったことは、多くの証人や証拠から明らかなのですが、検

察側はあえて重信さんを指導者に仕立て上げ、指導者だから「やったはず」と乱暴な結論に導いています。何ら物的証拠はありません。

重信さんに対しては、まず重刑ありきなのです。ハイジャックをはじめ数々の事件と二度の「超法規的措置」により、なにがなんでも「無期懲役」にする、が大前提です。こんな報復求刑、政治弾圧裁判を許すわけにはいきません。

そこで、私たちは「重信さんを励まし、我々も元気になり、検察の無謀な求刑を粉碎し、政治弾圧を許さない」を趣旨に集会の準備をしています。未だ何も決まっていませんが、来春の判決前の1月末か2月初めに行ないたいと考えています。内容はアピールだけでなく、パレスチナ連帯や音楽などの入ったものにしたいと思っています。是非多くの人々の参加とアイデアをお待ちしています。実行委員会は現在月2回のペースで行なっています。連絡は「帰国者の裁判を考える会」まで。

編集後記

久しぶりにうれしい便りです。旭川刑務所に「無期懲役」で在監中の磯江洋一さんに、これまで20年以上にわたり支え続けてきたMさんが面会できたのです。この6月に磯江さんを支える集まりがもたれ、さてどうやって高く厚い獄壁を越えていくか、と皆で考えていました。7月には岐阜刑務所の泉水さんも10年を経てやっとY神父が身柄引受人として認められました。受刑者待遇法の成立で、現実の待遇がどう変わっていくのかわかりませんが、今後さらに知恵を絞り、獄内外の交通を創り出していきましょう。